

## 保税工場において製造されたかん詰に係る打落かん、端かん等の取扱いについて

蔵関第 464 号  
昭和 42 年 5 月 17 日  
改正 蔵関第 695 号  
昭和 42 年 7 月 13 日  
改正 蔵関第 587 号  
昭和 61 年 6 月 6 日  
改正 蔵関第 303 号  
平成 4 年 3 月 31 日  
改正 蔵関第 657 号  
平成 5 年 6 月 24 日  
改正 蔵関第 331 号  
平成 6 年 3 月 31 日  
改正 蔵関第 652 号  
平成 12 年 8 月 10 日  
改正 財関第 191 号  
平成 13 年 3 月 21 日

標記のことについては、輸入者の便宜を考慮し、輸入者が希望する場合には、下記のとおり処理することとしたので、よろしく取り扱われたい。

### 記

#### 1 みかんかん詰に係る打落かん及び端かんの輸入手続等

- (1) みかんかん詰に係る打落かん及び端かん(以下「打落かん等」という。)の輸入(納税)申告(特例申告(関税法第 7 条の 2 第 2 項(申告の特例)に規定する特例申告をいう。以下同じ。)に係る指定貨物(同条第 1 項に規定する指定貨物をいう。以下同じ。)にあつては、輸入申告及び特例申告。以下同じ。)(注 1)に当たつては、輸入(納税)申告をしようとする打落かん等を製造した保税工場(総合保税地域(法第 62 条の 8 第 1 項第 2 号に掲げる行為を行う施設)を含む。)ごとの当該打落かん等に係る関税額が 10,000 円未満である場合には、当該打落かん等の蔵置されている保税地域(みかんかん詰を積み戻す際における最終蔵置場である保税蔵置場及び総合保税地域をいう。以下同じ。)ごとに、各保税工場を一括して輸入(納税)申告することを認めるものとする。

(注 1) 打落かん等の輸入(納税)申告は、みかんかん詰の製造年度の製造期間(通常 11 月～ 2 月)終了後に行われる。

(注 2) 本来個別に輸入(納税)申告すべき打落かん等に係る関税額が 10,000 円未満であれば、保税地域ごとに納付すべき関税額が 10,000 円以上となつても差し支えない。

(2) 輸入(納税)申告をしようとする打落かん等を製造した保税工場ごとの当該打落かん等に係る関税額が 10,000 円以上である場合には、各保税工場ごとに輸入(納税)申告するものとする。

(3) (1)又は(2)により輸入(納税)申告しようとする者は、あらかじめ、別紙様式「保税みかんかん詰製造報告書」(注)により、みかんかん詰の各製造年度の製造期間中の製造実績を当該保税工場所在地を所轄する税関に提出して、その確認を受けるものとし、輸入(納税)申告(特例申告に係る指定貨物にあっては、輸入申告)の際に、その確認を受けた保税みかんかん詰製造報告書を輸入(納税)申告書(特例申告に係る指定貨物にあっては、輸入申告書)に添付するものとする。

(注) 各月の加工製造等報告書を集約したもので、納付すべき関税額の計算の基礎となる砂糖の数量その他課税に必要な事項を明らかにするためのものである。

(4) 打落かん等の輸入(納税)申告に係る関税額は、当該打落かん等の製造に使用された精製糖及び液糖の数量により計算するものとする。

(注) 精製糖及び液糖の数量による関税額を計算する結果、粗糖の数量による場合のように製造歩留りを考慮する必要がないこととなる。

この場合における当該精製糖の数量は、次の方法により算出することを認めて差し支えない。

イ 上記(2)の場合には、みかんかん詰の各製造年度の製造期間中におけるみかんかん詰 1 個当たりの平均精製糖使用数量(製品の規格が異なるときは、その規格ごとの平均使用数量)に輸入しようとする打落かん等の個数を乗じて算出する方法

ロ 上記(1)の場合には、イにより算出した各保税工場分の使用数量を合算して算出する方法

## 2 みかんかん詰以外のかん詰に係る打落かん及び端かんの輸入手続等

みかんかん詰以外のかん詰に係る打落かん及び端かんの輸入手続等は、上記 1 に準じて取り扱って差し支えない。

なお、かん詰に使用された外貨原料品が輸入割当貨物であつて、当該原料について積戻し条件が付されている場合には、その条件を変更する必要があるので、条件変更の手続をとるよう輸入者を指導する。

## 3 廃かんの滅却承認申請手続

食用不適格のため滅却しようとするかん詰については、当該かん詰が蔵置されている保税地域ごとに一括し、滅却の承認申請をすることを認めて差し支えない。

## 4 自社抜取り検査品の取扱い

保税工場における保税作業の過程において製造管理の必要から抜取り検査のため開かんするかん詰については、通常滅却の手続を要することなく、開かんできるものとする。この場合においては、開かんの事績を帳票類に記入するとともに、その個数を加工製造等報告書(関税法第 61 条 2 に規定する指定保税工場以外の保税工場にあっては、保税作業終了届)の備考欄に注記させることにより滅却の手続に代えるものとする。